

岡山県西部衛生施設組合新ごみ焼却施設整備事業に係る 環境影響評価準備書に対する知事意見

令和4年7月25日

本事業は、岡山県西部衛生施設組合を構成する3市2町（笠岡市、井原市、浅口市、里庄町及び矢掛町。以下「構成市町」という。）全域の可燃ごみの処理を行うため、処理能力130t/日の新ごみ焼却施設を整備するものである。環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に対する知事意見は、次のとおりであるので、環境影響評価書（以下「評価書」という。）に反映するなど、適切に対応すること。

なお、知事意見には、本事業の特性上、構成市町が実施するべきものも含まれることから、貴一部事務組合と構成市町が連携の上、環境影響の回避又は低減に努めること。

1 総論評価

(1) 事業計画について

- ・ 本事業は、DBO方式で推進される事業のため、準備書においては、具体的な計画内容が確定していない事項があるので、事業計画の具体化に当たっては、準備書で示した予測・評価の結果を担保することはもとより、一層の環境への負荷の低減が図られるよう処理方式や施設等を選定すること。
- ・ ごみの焼却によって発生する余熱は、発電や熱供給による新ごみ焼却施設内外での利用が計画されているが、本事業全体でエネルギーの有効利用を図るため、事業計画の具体化に当たっては、最新の知見を踏まえ、できる限り高効率なエネルギー回収設備、省電力型の機械設備等を選定すること。
- ・ 環境影響評価の予測・評価の基礎となる新ごみ焼却施設の計画処理量は、同施設の供用開始時点において、ごみの減量化が進展していることを前提として設定されたものであることから、同施設の供用開始までに可燃ごみの排出量が計画処理量以下になるよう、ごみの排出抑制、分別回収、資源化等の取組を推進すること。

(2) 環境への負荷の回避又は低減について

- ・ 新ごみ焼却施設は、長期間にわたって供用されるものであることから、施設・設備の経時劣化による環境影響の増加がないよう、適切な維持管理及び設備更新を行うこと。
- ・ 「一般国道玉島・笠岡道路」が工事実施中に供用開始されるため、対象事業実施区域周辺の交通状況の変動が見込まれることから、同道路の供用開始後は、新ごみ焼却施設の建設工事中・供用開始後における環境調査の地点追加を検討するとともに、その調査結果に応じて、追加の環境保全措置を講じるなど、実

行可能な範囲で環境への負荷の回避又は低減に努めること。

- ・ 本事業に関連した事業として、新ごみ焼却施設の建設工事に並行して隣地で熱利用施設の建設が予定されているため、本事業の工事計画の具体化に当たっては、関連工事を含めて、建設機械の稼働や工事用車両の走行が集中することのないよう配慮し、地域住民への影響の低減を図ること。

(3) 住民への適切な周知等について

- ・ 本事業の実施に当たっては、地域住民の理解と協力が不可欠であることから、逐次、事業計画等を丁寧に説明するとともに、環境保全上の問合せがあった場合は丁寧に対応すること。

また、工事中・供用開始後に実施する環境調査の結果については、構成市町の広報誌、インターネット等を活用して積極的に公表すること。

- ・ 準備書で示されている環境保全措置について、抽象的で解釈に齟齬が生じるおそれがあるものが含まれているため、評価書においては、実施する環境保全措置をできる限り具体的に示し、住民等にもわかりやすいものとする。

2 各論評価

(1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

ア 大気環境

- ・ 対象事業実施区域周辺には、光化学オキシダントに係る環境基準を達成していない地点があることから、施設の稼働に当たっては、準備書に記載された環境保全措置を徹底し、特に夏季に原因物質となる窒素酸化物の排出量の低減に努めること。
- ・ 建設機械の稼働に伴い排出される二酸化窒素及び施設の稼働に伴い排出される塩化水素については、環境影響の予測結果が環境保全目標に近接しているため、事業の実施に当たっては、準備書に記載された環境保全措置を徹底すること。

なお、建設機械の稼働に伴い排出される二酸化窒素については、工事中の環境調査の実施を検討すること。

- ・ 施設の稼働に伴う環境影響については、気象条件ごとに予測・評価しているが、気象条件によっては環境保全目標に近接した予測になっていることから、評価書の作成に当たっては、煙源や建屋等の状況を踏まえ、各気象条件の出現頻度も含めて評価した記載にすること。
- ・ 建設機械の稼働及び土地の改変に伴う粉じん等については、夏季に敷地境界で環境保全目標を超過するおそれがあることから、散水等の環境保全措置を十分講じるとともに、その効果が十分でない場合は、速やかに追加の措置を講じ、環境負荷の低減を図ること。
- ・ 工事には、原則、排出ガス対策型の建設機械を使用するとともに、工事用車両には積極的に最新の排出ガス規制に適合したものを使用することにより、環境負荷の低減を図ること。

イ 水環境

- ・ 工事に伴う土地の改変により発生する濁水の影響を低減するため、仮設沈砂池を設けることとしているが、具体的な規模や構造が示されていないため、評価書の作成に当たっては、台風をはじめとする大雨で想定される時間雨量等の根拠を踏まえて、仮設沈砂池の規模・構造等を設定し、下流の水域への影響を予測・評価すること。

(2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

ア 動物

- ・ 重要種として選定しているミサゴ及びハチクマについては、対象事業実施区域上空を含む広い範囲において、春季から夏季にかけて繁殖活動が確認されているため、評価書の作成に当たっては、工事の実施に伴う建設機械の稼働・工事用車両等の走行、施設の稼働に伴う廃棄物運搬車両等の走行による環境影響について、環境保全措置の効果を再度検討した上で評価するとともに、その根拠を明らかにすること。

イ 植物

- ・ 敷地内の緑化に当たっては、地域の植生、維持管理方法等に配慮の上、植生の専門家による指導のもと、地域に固有の在来種による植栽を行うこと。

(3) 環境への負荷の低減

ア 廃棄物等

- ・ 工事により発生する建設発生土については、今後の工事設計の具体化において、切土・盛土の正確な収支計算を行い、場外搬出のないように努めること。
- ・ 焼却灰は、全量を貴一部事務組合の最終処分場で処分する計画であるが、セメント原料化、人工砂への再生等、資源化による最終処分量の削減を検討すること。

イ 温室効果ガス等

- ・ 事業の特性上、多くの温室効果ガスを排出する施設であることから、施設設備の仕様の決定に当たっては、最新の知見を踏まえ、より効率の高いエネルギー回収がなされるよう配慮するとともに、ごみの排出抑制、リサイクル等の推進を図り、焼却するごみの削減に努めること。
- ・ 廃棄物運搬車両について、ごみ処理広域化に伴い、総走行距離が延びるため、温室効果ガス排出の少ない車両の導入、効率的な車両の運行等を検討すること。